

令和4年度決算に基づく県内市町村に係る財政の健全化判断比率等の概要 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律関連)

※ () 内の数字は対前年度比

1. 概況

- すべての指標において、早期健全化基準（経営健全化基準）をクリアし、実質公債費比率及び将来負担比率とも年々改善傾向にあるものの、依然として全国平均と比べて高い状況にある

2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率

- なし

3. 実質公債費比率

- 平均：11.2% (▲ 0.4ポイント) ※令和3年度全国平均 5.5%
- 早期健全化基準を超えている団体：なし

4. 将来負担比率

- 平均：89.7% (▲ 2.9ポイント) ※令和3年度全国平均 15.4%
- 早期健全化基準を超えている団体：なし

5. 資金不足比率

- 対象会計数：76
- 資金不足会計数：1
- 経営健全化基準を超えている会計：なし

(単位：%)

市町村名	実質公債費比率			将来負担比率			資金不足比率
	R3決算	R4決算	増減P	R3決算	R4決算	増減P	
松江市	10.4	9.9	▲ 0.5	66.9	69.1	2.2	
浜田市	10.9	10.8	▲ 0.1	29.4	20.9	▲ 8.5	
出雲市	12.6	12.5	▲ 0.1	155.4	157.4	2.0	
益田市	11.5	10.5	▲ 1.0	84.3	73.1	▲ 11.2	
大田市	12.1	11.1	▲ 1.0	88.3	68.3	▲ 20.0	
安来市	14.7	13.7	▲ 1.0	106.2	98.0	▲ 8.2	病院事業会計 7.1
江津市	12.0	11.0	▲ 1.0	79.3	68.0	▲ 11.3	
雲南市	11.1	10.9	▲ 0.2	98.0	95.7	▲ 2.3	
奥出雲町	14.8	15.9	1.1	130.8	145.8	15.0	
飯南町	9.4	9.3	▲ 0.1	45.5	44.9	▲ 0.6	
川本町	9.0	8.5	▲ 0.5	13.3	0.0	▲ 13.3	
美郷町	12.3	12.4	0.1	89.7	69.6	▲ 20.1	
邑南町	14.1	13.2	▲ 0.9	80.6	79.7	▲ 0.9	
津和野町	9.6	10.2	0.6	95.1	87.3	▲ 7.8	
吉賀町	7.1	8.0	0.9	53.5	55.5	2.0	
海士町	9.8	7.5	▲ 2.3	76.1	41.0	▲ 35.1	
西ノ島町	12.7	11.9	▲ 0.8	74.3	70.3	▲ 4.0	
知夫村	10.5	11.4	0.9	88.3	71.6	▲ 16.7	
隠岐の島町	10.4	11.5	1.1	124.4	137.4	13.0	
平均	11.6	11.2	▲ 0.4	92.6	89.7	▲ 2.9	
早期健全化基準	25			350			20 (経営健全化基準)
財政再生基準	35			-			-

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(1) 旧制度（地方財政再建促進特別措置法）の課題

- ・ 分かりやすい財政情報の開示等が不十分。
- ・ 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない。
- ・ 普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない。
- ・ 公営企業にも早期是正機能がない。

(2) 健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資する。

(3) 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ② 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字（資金不足）の標準財政規模に対する比率
- ③ 実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
- ④ 将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(4) 財政の早期健全化

① 財政健全化計画

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

② 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を定める。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

③ 国の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認めるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

(5) 財政の再生

① 財政再生計画

判断比率（上記（3）①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

② 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- ・ 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- ・ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- ・ 財政再生団体は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

③ 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

④ 地方債の制限の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、総務大臣の許可を得て、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

⑤ 国の勧告、配慮等

- ・ 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できる。
- ・ 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

(6) 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(7) その他

地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

【判断比率 (%)】

指 標	内 容	基準 (市町村)	
		早期健全化	財政再生
①実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の比率	11.25～15	20
②連結実質赤字比率	すべての会計の実質赤字の比率	16.25～20	30
③実質公債費比率	公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25	35
④将来負担比率	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	350	—
⑤資金不足比率	公営企業ごとの資金不足の比率	(経営健全化基準) 20	—

健全化判断比率等の計算式

【実質赤字比率】

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・会計区分 = 一般会計、普通会計に属する特別会計
- ・実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

【連結実質赤字比率】

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額 = イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計、公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金不足を生じた会計の資金不足合計額
 - ハ 一般会計、公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金剰余額を生じた会計の資金剰余合計額

【実質公債費比率（3カ年平均）】

$$\frac{\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・準元利償還金 = イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

【将来負担比率】

将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

・将来負担額 ＝ イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【資金不足比率】

資金の不足額

事業の規模

・資金の不足額(法適用企業)

＝ 流動負債＋建設改良費等以外の地方債現在高－流動資産－解消可能資金不足額

・資金の不足額(法非適用企業)

＝ 歳出額＋建設改良費等以外の地方債現在高－歳入額－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額＝事業の性質上、事業開始後一定期間構造的に資金の不足を生じる事情がある場合における一定の控除額

・事業の規模(法適用企業)

＝ 営業収益－受託工事収益

・事業の規模(法非適用企業)

＝ 営業収益に相当する収入－受託工事収益に相当する収入